



上段: 氏名、() 内は期数
下段: 所属党派名

南区
(定数7人)









東区
(定数5人)







中区
(定数6人)







安佐南区
(定数11人)












西区
(定数9人)












※この広報紙は令和6年12月3日現在の情報を基に作成しています。

佐伯区
(定数6人)








安芸区
(定数4人)





安佐北区
(定数6人)








議員は、公職選挙法や本市議会の申し合わせで、多くのことが禁止されています。

- ◎年賀状やあいさつ状などを出すこと (ただし、自筆の返礼は禁止されていません)
- ◎議員が寄付をすること、また有権者が議員に寄付を要求すること
- ◎葬儀の香典や結婚披露宴における祝儀などを渡すこと (ただし、本人が出席したときは除きます)
- ◎年賀電報や慶弔電報を送ること など

